**この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成に当たっての留意事項等 |
| △△△介護予防・日常生活支援総合事業における  指定第１号通所事業運営規程**（通所型入浴サポートサービス用）**  （事業の目的）  第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する吹田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号通所事業[通所型入浴サポートサービス]（以下「通所型入浴サポートサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護職員等（以下「従業者」という。）が、要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型入浴サポートサービスを提供することを目的とする。  　（運営の方針）  第２条　利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、事業所並びに施設における入浴設備を活用し、入浴に関して必要な支援を行うことで、在宅での生活の安全性を確保し、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。  ２　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行うものとする。  ３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。  ４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。  ５　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。  ６　通所型入浴サポートサービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。  ７　通所型入浴サポートサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。  ８　前７項のほか、「吹田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要領」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業の運営）  第３条　通所型入浴サポートサービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。  （事業所の名称等）  第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名　称　　△△△  （２）所在地　　吹田市○○町〇丁目○番○号〇ビル〇号  （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  （１）管理者　１名（常勤職員）  管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている通所型入浴サポートサービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。  （２）従業者  　　　介護職員　　　　○人（常勤△名、非常勤△名）  　　　事務職員　　　　○人  ・従業者は、通所型入浴サポートサービスの業務に当たる。  ・事務職員は必要な事務を行う。  （営業日及び営業時間）  第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前〇時から午後〇時までとする。  （通所型入浴サポートサービスの利用定員）  第７条　事業所の利用定員は、1回あたり〇〇名とする。  （通所型入浴サポートサービスの内容）  第８条　通所型入浴サポートサービスの内容は、次に掲げるサービスを行うものとする。   1. 入浴前の健康チェック   （体温、血圧等の測定は各利用者が行う。）  （２）入浴等の見守り  （３）入浴後の水分補給  （４）送迎（利用者の希望により行わない場合もある。）  　など  （利用料等）  第９条　通所型入浴サポートサービスを提供した場合の利用料の額は、吹田市介護保険法施行細則（平成29年３月31日吹田市規則第７号）に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。  ２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道○○円を徴収する。  ３　おむつ代については、○○円を徴収する。  ４　その他、通所型入浴サポートサービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。  ５　前４項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。  ６　通所型入浴サポートサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。  ７　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。  ８　法定代理受領サービスに該当しない通所型入浴サポートサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所型入浴サポートサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。  （通常の事業の実施地域）  第１０条　通常の事業の実施地域は、吹田市内とする。  （衛生管理等）  第１１条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  （２） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。  （３） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。  （サービス利用に当たっての留意事項）  第１２条　利用者は通所型入浴サポートサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。  （緊急時等における対応方法）  第１３条　通所型入浴サポートサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。  ２　利用者に対する通所型入浴サポートサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。  ３　利用者に対する通所型入浴サポートサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。  （非常災害対策）  第１４条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、関係機関への通報及び連絡のための体制を整備し、並びにこれらを定期的に従業者に周知するものとする。  ２　　利用者に対して、定期的に避難経路等について周知するものとする。  （苦情処理）  第１５条　通所型入浴サポートサービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所は、提供した通所型入浴サポートサービスに関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業所は、提供した通所型入浴サポートサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  （個人情報の保護）  第１６条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での通所型入浴サポートサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。  ３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ４　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  （虐待防止に関する事項）  第１７条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。  （１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装  置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的  に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底  を図る。  （２）虐待防止のための指針を整備する。  （３）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を  設置する。  ２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。  **（身体的拘束等の原則禁止）**  **第１８条　事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。**  **２　事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載するものとする。**  （業務継続計画の策定等）  第１９条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型入浴サポートサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  ３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （その他運営に関する留意事項）  第２０条　事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。  （１）採用時研修　採用後〇ヵ月以内  （２）継続研修　　年〇回  ２　事業所は、適切な通所型入浴サポートサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。  ３　事業所は、通所型入浴サポートサービスに関する記録を整備し、サービス計画の記録については当該計画に基づく通所型入浴サポートサービスの提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から５年間は保存するものとする。  ４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。  この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。 | ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。  ・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。  ・常勤と非常勤に分類して記載してください。  ・兼務がある場合は、（うち○名×××と兼務）と記載してください。  〇名以上の表記も可。  ・営業日・営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください。  ・送迎費の徴収は、実費の範囲で設定してください。  ・通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。  ・市内で詳細に分ける場合は、客観的に区域が特定できるように定めてください  ・事業所で定めた緊急時の対応方法について記載してください。  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。 |